

ノート

更生支援計画のさらなる活用のために

宮田 桂子

第1 更生支援計画と作成主体

1 更生支援計画とは

更生支援計画とは、福祉的な支援が必要な触法者のために、その者の生活歴や生活状況、とくに障害特性や病状、加齢などを踏まえて、必要な福祉的支援を考えることでその生活の安定などを図ることを目的とした計画であり、それによる再犯防止効果が期待されるものである⁽¹⁾。

更生支援計画書は、弁護人が被疑者・被告人に対する福祉的支援が必要であると考えた場合に、福祉専門職に作成を依頼し、福祉専門職は、必要に応じて医師の診断や心理専門職による精神障害の可能性のアセスメント、心理特性についてのアセスメントを加えることもある。

2 作成主体

更生支援計画の作成主体にはいくつかのものがある

(1) 社会福祉士、精神保健福祉士によるもの

福祉の専門資格である社会福祉士、精神保健福祉士により計画が策定される場合がある。

日本社会福祉士会では、大阪、神奈川、札幌において、平成25年から27年までの間、弁護士会と協同して更生支援計画を策定する事業を施行し、その結果を報告書としてまとめており⁽²⁾、現在、同協会が各県社会福祉士会

-
- (1) 最も簡易な定義としては、「主として弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等についてとりまとめた書面」(第一次再犯防止推進計画 第5 1(2)①イ)
 - (2) 公益社会福祉法人日本社会福祉士会「平成26年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金社会 社会福祉推進事業 司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業報告書」25頁。<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2014/shihobunyapdf> なお、以下この文章を「日本社会福祉士会報告書」という。

においてリーガルソーシャルワーカー研修を実施している。

東京の3つの弁護士会（以下「東京3会」という）は、刑事司法手続きにおける福祉支援について、東京社会福祉士会、東京精神保健福祉士協会と協定を結んでいる。弁護士として事件を担当する弁護士は、弁護士会に、事件の概要や福祉的支援の必要性について定型書式に記入した文章をファクシミリで送信し、弁護士会からこの文章を送付して両会への依頼を行う。精神障害やその疑いがある被疑者・被告人について東京社会福祉士会と東京精神保健福祉士協会で2：1の割合で依頼し、他の障害等の問題については東京社会福祉士会に依頼している。両会の司法福祉委員会が、更生支援計画策定にかかわる刑事司法ソーシャルワーカーの養成研修を実施し、研修実習者の中から希望する者を登録した名簿を作成しており、依頼があった場合には、その名簿から事案に適切と思われる専門職を弁護人に紹介する⁽³⁾。弁護人に紹介された社会福祉士または精神保健福祉士（以下「社会福祉士等」という）は、打ち合わせのうえ、訴訟資料や弁護士会照会などで得た資料の共有、被疑者・被告人との接見、関係者との打ち合わせ等を行ったうえで、更生支援計画書を策定している。既に障害認定を受けていたり、精神科の治療歴があったりする者については、弁護人において障害者手帳の宅下げを受けたり、福祉担当部局や病院、従前受刑した刑務所等への照会を行うこともあるし、福祉専門職が本人からの同意書を得られれば、それに基づいて、福祉専門職自身がそれらの資料を集めることもある⁽⁴⁾。被疑者・被告人には、明らかに障害が疑われるような言動があるにも関わらず、障害認定を受けていない、治療歴がない、不明といった者が少なくないところ、可能であれば医師の診

-
- (3) 東京社会福祉士会からの紹介の例として、高齢者の件について介護福祉士の資格や高齢者施設の勤務経験のある人、障害者について、障害者支援事業所に所属する人や障害者施設に勤務している人、精神障害者について精神保健福祉士の資格や医療観察法の精神保健参与員の経験を有する人など。
 - (4) 弁護士会照会の場合、本人の同意がなくても資料の取り寄せが可能というメリットはあるが、若干時間がかかり、弁護士会照会費用が有料（第一東京弁護士会では国選弁護の弁護士会照会は費用免除となる）という問題がある（ただし、国選事件の場合は弁護士報酬支払いの際、費用として請求可能である）。病院や福祉担当部局、施設に対しては本人同意での対応が可能であるが、刑事施設については弁護士会照会や検察官からの証拠開示により弁護人が資料収集する必要がある。

断を受け⁽⁵⁾、公認心理師・臨床心理士による知的障害・発達障害等のスクリーニングテストなどで、障害の可能性を指摘してもらい（これをさらに医師にスーパーバイズしてもらうこともある）、あるいは、認知のゆがみなどの心理特性を判断してもらうこともある。東京では、東京3会、東京社会福祉士会、東京精神保健福祉士協会、東京公認心理師協会とで1～2月に1度、司法福祉協議会という集まりを持ち、ケース検討や各会の活動状況、各会の協力関係等についての話し合いの機会を持っている。

東京以外でも、広島県、群馬県、岡山県、神奈川県、千葉県などの弁護士会が社会福祉士会との協同関係を築いている（広島県、群馬県⁽⁶⁾は精神保健福祉士協会も）。

しかしながら、各地の社会福祉士会⁽⁷⁾において、触法者への福祉的支援の必要性の認識は共有されるようになってきているものの、独立型（自治体や福祉施設などの組織に属さず、事務所を開いている）社会福祉士がおらず、あるいは少なく、自治体等に勤務する社会福祉士が多いこと、福祉が中立的であるべきであり、訴訟において一方当事者に与するべきではないこと（この点については後期4で触れる）を理由として、弁護士会との協同関係に基づく更生支援計画策定の活動をすることに拒絶的な会もある。

別な方法として、社会福祉士が個人として、あるいは所属するNPO等と

-
- (5) 刑事施設での面会には、時間の限定があり、一般接見として刑事施設職員の立会いがされるアクリル板越しのものであるため、医師が、適切な診断を下せないとする場合も少なくない。診断のために保釈することが望ましいが、住居地や監督者、保釈金が準備できないために請求すらできないことが多い。ただし、長谷川式テストなどによる簡易な試験が可能な認知症については、勾留中に主治医などが認知症診断を下せる場合がある。
- (6) 群馬県では、被疑者・被告人に限らず、受刑者も含めて社会復帰支援をすべく、群馬県弁護士会、群馬県社会福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、群馬県司法書士会が「ぐんま つなごうネット」という組織を作っている <https://2750.jpn.org/>
- (7) 精神保健福祉士には、社会福祉士にも増して病院等に勤務している者が多いため、道府県の協会が更生支援計画作成に参加していないことが多い。東京でも、精神保健福祉士協会で積極的に参加しているのは、独立型の事務所に属していたり、大学教員をしていたりする者である

して更生支援計画に関わるケースも存する⁽⁸⁾。社会福祉士会等との協同関係がない地域においては、このような形をとっている場合もあるし、東京都内においても、一般社団法人東京 TS ネットに依頼し、この団体に属する社会福祉士等に更生支援計画の作成を依頼する例もある。

(2) 地域生活定着支援センターによるもの

大阪弁護士会では、大阪府地域生活定着支援センターと協同し、各弁護人の弁護士会を通じた依頼に基づき、同センターが、被疑者支援業務あるいは相談支援業務の一環として、更生支援計画策定を作成している。愛知県、埼玉県、千葉県、和歌山県、滋賀県、福岡県等においても、弁護士会から地域生活定着支援センターへの更生支援計画作成を依頼しており、被疑者等支援業務⁽⁹⁾に乗らないものについては、相談支援業務としての対応がされている。被疑者等支援業務は1件毎の費用加算があるが、相談支援業務にはないという問題がある⁽¹⁰⁾。

福岡県地域生活定着支援センターでは、更生支援計画策定の段階から、同センターからさらに、地域での支援事業を行っている基幹相談センター等と

-
- (8) 例えば、NPO 法人静岡司法福祉ネット明日の空は、2014 年から被疑者・被告人に対する支援やシェルター運営などの事業をしており、この法人が弁護士事務所を所在地として、その弁護士も法人運営に関わっている。<https://www.npo-fujinokuni.jp/wp-content/uploads/2022/03/shizuokashiho.pdf> 社会福祉士が弁護士事務所に職務する例もある。また、静岡弁護士会は、同会自身で協力関係にある福祉専門職の名簿を作成し、弁護士からの依頼に対して配点しているとのことである。
- (9) 被疑者等支援業務は、令和3年から地域生活定着支援センターの事業として位置づけられたものであり、保護観察所から地域生活定着支援センターに依頼がされて正式に業務が開始する。弁護人が福祉の必要性等に気づいた場合、同センターに直接連絡しても、保護観察所が動かなければ同センターの被疑者等支援業務にはできない。検察官が不起訴ないし罰金による釈放を考えていない場合には、保護観察所に依頼がされず、その場合には正式に起訴がされることになり、保護観察所は関与を拒む。入口段階での地域生活定着支援センターの関与のフローとして https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/2/5/7/9/0/6/_/%E8%B3%87%E6%96%99%20%E7%99%BA%E8%A1%A8%E8%B3%87%E6%96%99%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%94%9F%E6%B4%BB%E5%AE%9A%E7%9D%80%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC.pdf
- (10) なお、地域生活定着支援センターの支援の現状と特徴について水藤昌彦「知的障害のある犯罪行為者の社会復帰の現状と課題 —— 地域生活定着支援センターの活動を中心に」(法時 96 巻 3 号 36 頁)

協同し、早い段階から地域で支援をする事業者と協同する仕組みを作る試みをしているという。

(3) TSや弁護士会等により養成された支援者によるもの

上記東京TSの「TS」とは「トラブルシューターズ」の略であり、各地にTSが存在する。関西TS、札幌TS、静岡TS等が、障害者のトラブルに対応できるスキルを持つ支援者であるトラブルシューターを育成しており、更生支援計画策定のための知識を持つコーディネーターの養成もしている。

大阪弁護士会では、大阪府地域生活定着支援センターと協同し、触法障害者等を支援する地域の人たちを「支援コーディネーター」として養成し、更生支援計画の策定に関わってもらう試みをしている。「支援コーディネーター」になるためには、社会福祉士等の資格を要件とせず、座学、グループワークを組み合わせた3日間の研修を受講することが要件となる。過去に貧困者や障害者等の支援をしてきたNPOの関係者などが受講していることがほとんどであり、全く福祉や障害等に知見がない者が受講しているわけではない。

(4) 個別の団体、施設への依頼によるもの

弁護人が、長年当該障害のある被疑者・被告人の支援をしてきた団体や施設、あるいは、貧困者の支援をしている団体や施設に、更生支援計画の作成を依頼する例もある。例えば、薬物依存などの依存症の問題を抱える場合には、各地のDARC⁽¹¹⁾やAPARI⁽¹²⁾への依頼をすることもよくみられるし、ホームレスやネットカフェ難民などを含む貧困者については、ホ

(11) あえて注記の必要はないかもしれないが、「Drag Addiction Rehabilitation Center」の頭文字をとったもので、主として薬物依存から離脱した当事者が、依存症を持つ当事者を支援するための通所、入所の施設をDARCという名前で作っている。それぞれのDARCは必ずしも連携しているわけではなく、リハビリテーションの手法もそれぞれのDARC毎に特徴がある。「日本DARC」はそれぞれのDARCの上位組織ではないが、HPで各地のDARCを紹介している。

(12) 特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アディクション研究所の略称。薬物依存に関して、保釈中や裁判後（出所後も含む）の治療のコーディネートを行い、藤岡DARCを運営している。また、それぞれの人に合ったDARCの施設を紹介する「DARCマッチングサービス」を行っている

ームレスや貧困者の支援をしている団体⁽¹³⁾への依頼をすることが考えられている⁽¹⁴⁾。このような団体、施設への依頼の場合には、更生支援計画の作成までは依頼せず、施設の概要や支援の実態、被告人の支援を受け入れる意思などについて、情状証人として証言してもらうことも少なくない。

3 鑑定としての更生支援計画

被告人が比較的軽微事案の初犯であり、確実に執行猶予が得られる見込みが立つ事件であれば、支援者が監督を誓う情状証人として出廷すれば足ることも多い。とくに、前記1(4)の類型の場合には、格段計画などを立てることなく、当該団体、施設の性格や被告人を確実に受け入れる旨の証言をすることもあると思われる。

一方、手厚い支援がなければ裁判官が再犯の可能性が高いと判断するであろう事案については、更生支援計画の作成が重要な意味を持つ。

更生支援計画は、福祉専門職等が、収集した資料に基づいて被疑者・被告人の障害、あるいは障害を持つ可能性（上述のとおり、心理専門職による検査結果は医師による診断ではないため、医師に検査結果をチェックしてもらったとしても、「高い可能性」とまでしかいえない）、経歴、社会との関わり、事件の際の状況などをふまえたアセスメントを行い、どのような支援が必要かを見立て、適切な支援先とのコーディネート等を行う。刑事司法分野での社会福祉士の関与のあり方については、日本社会福祉士会報告書が、検察庁と弁護士会との連携について、「司法制度における立場の異なる両者と連携するためには、支援に際して司法判断に踏み込まない立場を堅持することが重要になってくる。」として、いずれからの依頼であっても、被疑者・被告人の地域での生活を安定させるための支援内容を

(13) 例えば、東京であれば、山谷での貧困者支援をしていたNPO法人ふるさとの会が、更生保護法人同歩会を運営し、触法者の支援に積極的に取り組んでいる

(14) 埼玉県弁護士会では、貧困者の住居確保等の活動をしているNPO法人ほっとポットと協同し、帰住先のない被疑者・被告人等に対する支援をしている。同法人は、社会福祉士事務所なので(1)で紹介すべきだったかもしれない

検討するという意味では本質的な違いはないとしている⁽¹⁵⁾。刑訴法の注釈書を見ると、鑑定とは、特別な知識経験に属する法則またはその法則を具体的事実に適用于得た判断の報告であるとされる（注釈（二）386、注解（上）489、ポケット（上）334、条解165）。このような鑑定の性格は、裁判所による鑑定に限らず、捜査機関による鑑定嘱託による鑑定や専門的知識を持つ捜査官による指紋照会回答、弁護士など私人が依頼した鑑定についても共通する。中立的に、ソーシャルワークの専門家による意見を述べたものとして、更生支援計画は、鑑定と位置づけることが可能である。家族や雇い主が情状証人となる場合にも、過去の生活歴やその後の監督についての言及がされるが、更生支援計画作成者の場合は、過去の状況から問題行動に至る過程の見立て、問題行動除去や被疑者・被告人の強みの活かし方の方策に資するその後の支援の目標、具体的な支援方法などについて専門知識に基づいて述べるところが異なる。

なお、大阪府社会福祉士会では、日本社会福祉士会報告書にかかる施行事業として、平成25年から27年までの間、大阪弁護士会からの依頼に基づく更生支援計画書の作成を実施していたものの、現時点では行っていない。その理由としては、施行事業の終了によって社会福祉士の活動に対する費用助成がなくなったり、弁護人との記載内容についての意見対立があった事例の存在に加え、一方当事者である弁護人から金銭を受領して鑑定を行うことを潔しとしない、あるいは、裁判所からの鑑定依頼でなければ受けるべきではないという考え方にに基づくものと推測されている。上記の「鑑定」の定義からすれば、一方当事者からの提出証拠であっても、専門家の意見としての鑑定の価値には変わりはない。検察官が実刑を前提とした求刑をする場合であっても、弁護人は、求刑された刑の短縮を求めるに止まらず、（再度のものを含む）執行猶予や罰金刑の言い渡しによる社会内処遇の必要性を主張することがある。このような場合、弁護人からの更生支援計画書が証拠請求されることがしばしばある。裁判所の鑑定によるべきというが、当事者主義訴訟構造において、更生支援計画

(15) さらに、ソーシャルワーカーが単なる福祉の専門家であることに止まらず、人の全人格的な存在を丸ごととらえ、環境との相互作用を考える作用を、人権の専門家として行う作用としてとらえ、機関そのものとして社会のエージェントとなることを否定するものとして戸田宏紀「刑事司法におけるソーシャルワーカー Outside or Inside」(法時96巻3号11～)。

の策定をする鑑定を弁護人が裁判所に求めたとしても、未だ更生支援計画への評価が定まっていないこともあり、検察官が不必要意見を出した場合、裁判所が検察官の意見を排してまで採用することは期待できない。弁護人の一方当事者性を強調する上記の考え方は、更生支援計画策定普及の大きな足かせとなり、極めて問題である。「一方当事者に与すべきでない」として弁護人からの依頼を受けるべきでないという理解は、社会福祉士だけではなく、他の専門家にも存するものと考えられ、弁護士をはじめとした法曹が、専門家を含めた全国民に対して、法律手続きに関する十分な情報提供や研修の機会などを充実させていかなければならないことを意味するといえるだろう。

更生支援計画書が鑑定書である以上、検察官がこれを不同意としたとき、作成者の専門知識や経験、適切な資料収集や専門知識に基づく正当な意見が作成されたことについて証言がされた場合には、弁護人は、作成者の証言に加えて、刑訴法 321 条 4 項で更生支援計画書を書証として取り調べることを請求すべきである。計画の重要な部分については証言の中で尽きているかもしれないが、細かな点については証言しきれない場合もあるだろう。また、事実上、作成者が、更生支援計画書そのものを裁判所の証拠とされるのが原則であるとされることにより、作成のインセンティブが上がる効果も期待できる。この点については、まだ意識的な活動がされているとはいえない部分と思わる。

裁判所が被告人の障害の存在に気づき、弁護人に更生支援計画の作成をしないのかと問うても、弁護人が考えていないと回答するケースもある（数年前のことだったが、傍聴した裁判でこのような場面を目撃した）。今後、更生支援計画書の作成が普及し、その実効性の高さが社会的にも認知された場合には、裁判所が、もっと積極的な言葉で更生支援計画の策定を促すことが期待される。将来的には職権で鑑定としての更生支援計画策定を実施することが望まれるし、立法論として判決前調査も検討に値する。

4 鑑定としての信頼性を高めるための方策

福祉の側からは、刑事事件をきっかけとして被疑者・被告人の社会での生きづらさ、福祉的ニーズが発見された人という側面があり、司法の側からは、福祉につながることで問題行動の除去ができ、刑事法の本来の目的である触法者の改善・更生・社会復帰に資することになるのだから、いずれの立場からも、

更生支援計画が必要かつ重要であることには変わりはない。

(1) 国家資格を持たない作成者の専門性の立証

罪を犯した人に対するこのような支援を行う層が拡大することが急務であり、TSのサポーター養成で、大阪弁護士会と大阪府地域生活定着支援センターが実施している支援サポーター養成が、社会福祉士等の資格を要求することなく、広く門戸を開き、支援者を広げていく活動をしていることは極めて重要である。また、地域生活定着支援センターの職員は、社会福祉士や公認心理師等の資格取得者・被告人もいるが、とくにそのような資格を持たずに、適切かつ多数の受刑者、被疑者・被告人の支援をしている人たちもいる。現実の支援においては、資格や理論よりも、対応する支援者の誠意や情熱が最も重要であることは疑いない⁽¹⁶⁾。

ただ、上記のように裁判所で更生支援計画を鑑定であると主張するためには、計画の作成者の知識や経験を可視化する必要がある。

福祉に関する知識や経験を可視化することを考えるについて、福祉に関する国の制度設計が参考になる。福祉的支援が必要な人たちに対して、地域において相談支援が非常に重要であり、障害者総合支援法や児童福祉法によって、相談事業所や自治体の基幹相談支援センターが作られているところ、その相談支援専門員は、一定の福祉における実務経験がある者が研修を終了することによって資格を得るものとし、国家資格がある場合には実務経験の要件が緩和されることとなっている⁽¹⁷⁾。

鑑定人と呼ぶに足る福祉の専門家とは誰かを考えたとき、過去に経験し

(16) 2024年3月、東京3弁護士会で大阪市平野区所在のNPO法人ビハーラ21が運営する「あかんのん安住荘」の見学をさせていただいたが、同NPO理事の三浦紀夫氏（同氏は大阪弁護士会等の認定する「支援サポーター」でもある）から、社会復帰支援は、その人を変えるのではなく、その人が生きていくために必要なことをすることだ、との説明を受けた。三浦氏は、施設入所者に対して、「困ったことがあれば必ず言うこと」を約束させ、たとえ深夜であっても相談の電話に対応し、来訪することをいとわないという。

(17) 「相談支援業務に関する手引き」<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001335080.pdf>
「相談支援業務に関するQ&A」<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001335081.pdf>

た支援業務の内容(例えば、地域生活定着支援センターに勤務していた、NPO法人で貧困者支援をしていた)、受講した研修などの知識の集積の程度(弁護士会等の養成研修だけでなく、大学、学会等の講座受講、さらには論文や研究発表など。権威があるものであれば裁判所、検察官の説得がしやすい)、実務経験の長さが「専門家」性を肯定要素となり得る。また、ワーカーとして、同種事案、類似事案を取り扱った件数も、「専門家」性を肯定するために非常に重要な要素たり得るだろう⁽¹⁸⁾。更生支援計画書を鑑定書として刑訴法321条4項請求するとすれば、かような点を経歴表に記載して証人尋問の際に示し、尋問調書添付を求める立証を考えることができる。

(2) 社会福祉士等の場合

この点、社会福祉士、精神保健福祉士といった国家資格を持つ福祉専門職の場合には、専門知識を有することでの制度的な裏付けがある。さらに、社会福祉士の場合、東京社会福祉士会等における刑事司法ソーシャルワーカー研修、日本社会福祉士会による県社会福祉士会でのリーガルソーシャルワーク研修が存するので、司法手続き、司法の視点、更生支援計画とは何か等についての研修を経たことが、鑑定人の専門性の証明たり得よう。また、東京社会福祉士会では同会司法福祉委員会において勉強会を行い、上記のとおり東京三弁護士会、東京都精神保健福祉士協会、東京公認心理師協会とのケース研究をするなどしている。このような組織的なバックアップがあると、よりよい更生支援計画を作成するための知識が得られ、他事件の追体験が可能となり、かような活動も鑑定の精度を証明するための経歴として有益と考えられる。

法務省矯正局の通知⁽¹⁹⁾では、刑事施設において、弁護士から依頼を受けて更生支援計画を作成しようとする社会福祉士、精神保健福祉士に対する面会

-
- (18) 現在厚生労働省に outward している、長崎県地域生活定着支援センターの相談員だった伊豆丸剛史氏は、350件以上の出口支援のケースを扱っており、長崎では医師などの他職種との連携による委員会方式での鑑定書作成や、現在厚生労働省での被疑者等支援業務の整備等に携わっている。もしも、今後同氏が更生支援計画作成に関わるとすれば、かようなご経歴は計画作成の専門性立証のために極めて有効である。
- (19) 法務省矯正第474号令和5年3月28日。全文を掲載しているのは日本精神保健福祉士協会のHPである。 <https://www.jamhsw.or.jp/backnumber/news/2022/moj20230328.pdf>

時間の配慮（必要な面会時間の確保や、被收容者1名につき1日1回の面会回数からの除外）、更生支援計画書作成のための同意書の差入れや宅下げに対する配慮をすることを定めている。刑事施設における一般面会の時間は、法令上は30分とされているものの、混雑の程度によって15分、20分ということも少なくない。このような中で、刑事施設が更生支援のための面会を理由に、面会の優遇をするについては、単に弁護士から依頼を受けたことに止まらず、公正、客観性を担保するために有資格者性を求めることはやむを得ない面もある。とくに、法務省では、暴力団関係者等に対する更生支援を騙った不当な面会がされることを懸念しているようである。そうすると、勾留中の被疑者・被告人に対しては、相当の面会時間をとり得る社会福祉士、精神保健福祉士の更生支援計画のほうが精度が上がる面があることは否定できない。

しかしながら、鑑定としての更生支援計画を作成する専門家をこのような有資格者に限るべきではなく、合理的ルールを定めて上記の通知同様の取り扱いがなされるべきである。例えば、弁護士が更生支援計画作成を依頼する専門家の氏名と面会希望日を記載した書面（ファクシミリを含む）を刑事施設に事前に提出する方法が考えられる。地域生活定着支援センターは公的機関ではあるが、保護観察所からの依頼に基づく被疑者等支援業務とは異なり（この場合は一般面会ではなく、公的な面接として取り扱われるようである）、弁護士からの依頼により相談支援業務として一般面会をするときには、刑事施設が当然に面会時間を延ばさない場合もあり得るが、更生支援のための専門家集団として都道府県が設置している機関なのであるから、弁護士からの特別面会依頼などで、面会時間の延長は認められるべきであるし、事実上、そのような取り扱いがされているようである。

なお、社会福祉士、精神保健福祉士には、社会福祉士会・精神保健福祉士協会への登録義務はない。社会福祉士は令和6年9月末時点で30万6532人である⁽²⁰⁾ 一方、2024年3月末現在、都道府県の社会福祉士会に登録する社会福祉士の数は4万4119名⁽²¹⁾である。若干時期にずれはあるが、組織率

(20) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushil/shakai-kaigo-fukushi3.html

(21) <https://jacsw.or.jp/introduction/kokaijoho/shibubetsukaiin.html>

は高いとはいえない。弁護士会と社会福祉士会、精神保健福祉士協会とが連携するという場合に、組織されていない社会福祉士、精神保健福祉士について、①現に更生支援に携わっている人たちの知見をいかに共有するか ②更生支援の活動に興味を持つ人たちに働きかけ、研修への参加等により司法福祉ソーシャルワークへの技量を高めてもらうといった点に課題が残っているといえるのではないか。

5 更生支援計画の引き継ぎの実効性を高めるために

現在、裁判が確定したとき、弁護士が、被告人の同意書を添付して、更生支援計画書とそれに関わった人でその後も刑事施設との連携を取れる人の名簿を、実刑の場合には、確定時に勾留されていた刑事施設等に、保護観察付執行猶予の場合には保護観察所に、更生支援計画書と引き継ぐ活動が、上記通知によって行われている。過去、東京、大阪で、一審において確定した事件を収容されている拘置所や裁判所を管轄する保護観察所に引き継ぐ形で施行されてきたが、矯正や保護におけるアセスメントや帰住先調整の資料として有益な資料であるということから、2024年4月から全国で引き継ぎが実施されることとなった。

試行時には、更生支援計画書を引き継いだのに、受刑中の刑事施設において、福祉専門職が職員に更生支援計画にかかる受刑者との面会を拒否された例もあったが、現時点では、事前の連絡をしておけば、面会できている状況のようである。面会をすることにより、計画書の修正点を見だし得る場合もあり、その点を刑事施設に引き継ぐことも可能になろう。

保護観察付執行猶予の場合、保護観察所に更生支援計画書を引き継いだ場合、保護観察官、保護司との情報共有についてどのようになっているかについての資料は十分ではない。東京では、保護司が更生支援計画に対して非協力、あるいは理解がなかった例（更生保護施設の保護司を含む）、更生支援計画書が保護観察官から保護司に引き継がれなかった例が紹介されており、保護観察官や保護司に更生支援計画の有用性や重層的な支援の必要性を十分啓発するべきと思われる。また、更生支援計画に携わった社会福祉士や社会福祉士会司法委員会委員が保護司でもある場合に、さらに保護司として携わった例が紹介されており、このような実践を広げていくべきだろう。計画を実現するために、計画

策定にかかる福祉専門職と保護観察官・保護司等とのケース会議等での情報共有が必要であろう。また、計画に特定の施設が協力する旨の記載がされている場合について、作成者である福祉専門職に対する個人的な信頼から受け入れを承諾しているという場合もあり得る。刑事施設や保護観察所が直接連絡しても、うまくいかない可能性もあり、とくに出所時の調整については、更生支援計画作成者や必要に応じて元弁護人もカンファレンスに参加させるなどするべきである。

被告人の中には更生支援計画書を作ると、執行猶予がつく、という考えで裁判中は計画作成に協力的であっても、実刑となると「話が違う」と言うに至り刑事施設への引き継ぎを拒否する者もいるし、執行猶予がとられれば計画には従わないという者も少なくない。薬物事犯の累犯について、更生支援計画書を作成して刑の一部執行猶予を得たにもかかわらず、受刑開始後（直ちに）翻意し、計画に記載したりハビリテーション施設への入所や病院への入院を拒み、親族のもとに帰宅したいとして仮釈放を得てしまう者が少なくない。これは極めて問題である。計画を策定している場合には、入所や入院について施設や病院が真剣に検討をしてくれており、おおよその出所時期にあわせて入所・入院人数などを調整していることもある。計画に参加した社会福祉士や施設、病院等には仮釈放の情報は入らず、一旦親族のもとに帰宅してしまうと、「保護観察所のプログラムに通うから大丈夫だ」等として計画どおりの治療を受けない結果となってしまう。無理のない合理的な内容の更生支援計画書が策定されている場合、帰住先を入所施設や病院にして調整する方策をとらなければ、薬物離脱の実が上がらない⁽²²⁾。地方更生保護委員会、保護観察所は、対象者本人の意思に反して治療的措置はとれないと及び腰であるが、更生支援計画が判決の一部執行猶予を導いていることを重くみるべきであり、裁判で述べたことに従うよう説得する、帰住先を入所施設や病院としないで親族方とした場合には、更生支援計画策定に関わった福祉専門職、元弁護人である弁護士等に連絡をし、対象者との面会の機会を作る、出所に関するカンファレンスに参加させるといった方法で、治療を優先できるよう対象者の説得を図り、入所、入院に結びつけるべきである。当職が弁護士、現在、薬物から離脱している者に聞くと、出

(22) この点は以前も指摘した。「更生保護業務上の問題点」駒大法曹 15号 180頁

その後、一旦自宅に帰ると、治療へのインセンティブが無くなってしまいうので、出所後、直ちに入院して治療に結びついたことがよかったという。保護観察付執行猶予の場合、更生支援計画策定に関わった者を特命の保護司として保護観察所との連携を図ることも以前指摘しているのだが、一顧だにされておらず大変残念である（そもそも、一般の保護司は、薬物事件にはスリップの可能性があるため、「やりたくない」のである）。

被疑者・被告人を判決の後、計画に従うように動機づけるために考えられる方策としては、判決において、計画に従うことを条件とした執行猶予判決（あるいは計画の状況のみで最終判断をする宣告猶予的なものも考えられるかもしれない）、受刑に変えて入所施設への入居や入院を命じることができるようにするなど、判決のバリエーションを増やすことである。かような立法論も実効的な社会復帰支援のためには必要ではないと思われる。かような議論をすると、治療や福祉が強制となるとという批判があり得るが、刑罰の適用は謙抑的であるべきで、実効性のある治療や福祉サービスがあるのであれば、それによる刑罰、とくに実刑の回避をすべきであること、「刑務所で受刑する」ことは、上げ膳据え膳のうえに命令に従えば過ぎていく生活を送ることであり、生活能力を確実に落とすばかりでなく、十分な治療が受けられず精神症状の悪化などが生じ得るのであり、実刑を回避することの検討が必須のものとなるべきである。また、被疑者・被告人には、治療や福祉への「食わず嫌い」もあり得るし、一旦福祉に架橋してそこになじめなければ別な支援方策を考えればよい。統合失調症の場合、治療のインセンティブがつけられないことは少なくない一方（妄想がひどく、治療が必要であっても本人には病識がないことが多い）、福祉の側も、一旦治療に結びつかなければどのような障害があるのか不明であるため、障害に応じた具体的な支援の検討ができない。判断能力を欠いているのであれば後見人制度を利用する必要性が出るといった状況が生じるのであり、判決により、「刑務所よりも病院」という強制をすることもときには必要と考える。

6 医療、心理専門職等との連携

現在、過去の診断がある場合や在宅事件、保釈などによって病院での診断を受けられる場合には、障害を前提とした更生支援計画が策定できる。しかしながら、上述のように、留置施設、刑事施設での面会には制約があることから、

医師の協力が得られない場合が多いし、仮に医師の協力が得られたとしても、制約された面会しかしていないとして診断の信用性が否定されることもある。また、身よりが無い、保釈金が準備できないといった被告人の事情で保釈ができないことも多い（とくに再犯の場合には家族等からの支援が受けられないことが多い）。

また、更生支援計画策定のアセスメントのための障害の有無や程度だけでなく、後見人選任の必要性についての診断も早期にできることが望まれる。そうすれば、釈放前に後見人選任の申立ができ、入院手続き、施設入所等について円滑に手続きを進めることが可能になる。

更生支援計画策定のための医師の診断を受けられるよう、勾留取消や勾留執行停止などを弾力的に運用することがまず考えられる。

また、本来、未決勾留は罪証隠滅や逃亡を防止するためのものなのであるから、適切な診断を受ける権利が保障されていなければおかしい。拘置所の精神科医の診断を受ける、留置施設や刑事施設から外部病院に通院させる等の方法により、裁判の前に確定診断を受ける機会が与えられる制度が構築されるべきである。

7 こじらせた人にこそ支援を

検察庁の社会復帰支援は、原則として検察官の起訴裁量権を利用し、起訴猶予処分か略式罰金で終わらせる軽微事件が対象である。また、刑事施設における資格取得などの就労支援や個別指導等は初犯刑務所において厚い⁽²³⁾。しかしながら、再犯を繰り返している障害のある人、障害がある疑いのある人は非常に多く、その人たちに対する手厚い支援なしに「再犯防止」は計り得ない。そもそも発達障害についての十分な調査はなされておらず、刑務所において問題行動を起こしている受刑者の相当の数の者には、発達障害等を原因とした認

(23) 最も教育効果が高そうな若年成人・少年に対しては、市原青年矯正センターのような小規模施設や川越刑務所等のユニット型指導のような手厚い教育がなされている。令和5年犯罪白書の市原青年矯正センターについての記事 https://hakusyol.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_2_4_3_1_04.html。ユニット型処遇についての法務省の発表 <https://www.moj.go.jp/content/001379474.pdf>

知のゆがみを持つ者が少なくないと思われる。知能や発達特性についてのテストを組織的に行い、障害の行動への影響などを適切にアセスメントして、その特性に応じた SST を実施することなどが必要であるところ、更生支援計画書において障害のおそれがあると記載のある者については、刑事施設の医師や心理専門職により診断や診断前の検査を実施し、適切な指導に結びつけるべきである⁽²⁴⁾。

8 支援の費用をめぐる問題

2024年4月から、日弁連は、福祉専門職と連携して更生支援計画を作成する活動や、そのために必要な医師の診断等に対して原則上限10万円の費用助成や、かような活動をする弁護人の活動への費用加算を開始した。法廷における福祉専門職の更生支援計画作成の活動は、弁護人の訴訟活動と連動したものと考えることも可能であるが、上記のような福祉専門職による更生支援計画の中立的な性格や、処分や判決後に行政手続きや入院・入所のための同行支援をする、関係機関のカンファレンスに参加するといった支援を福祉専門職が継続して実施していくことを考えた場合、地域生活定着支援事業のひとつの形態として、厚労省の予算からの費用助成を考えるべきである。

(24) 2024年から、大阪刑務所において、発達障害やそのおそれのある人に対する処遇・社会復帰支援モデルが試行されるとのことであるが、(<https://www.moj.go.jp/content/001427384.pdf>)

30名程度の定員とのこと。令和4年の文科省の調査では、発達障害児が全児童の8.8%との調査もあるところ、(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm)

令和5年度の矯正局による一部の受刑者への特別調査では、発達障害又はその疑いのある受刑者が約12%に上るとのことであり、全施設での支援の充実が望まれる。